

## 監 査 公 表

令和3年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月18日

高知市監査委員 細 川 哲 也  
 高知市監査委員 金 子 努  
 高知市監査委員 長 尾 和 明  
 高知市監査委員 浜 口 佳寿子

令和3年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

## 記

指摘事項等	措置状況
地域防災推進課 第2 外部監査の結果 2 自主防災組織体制の整備、育成及び強化 (9) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ② 地域防災計画の規定に照らして、自主防災組織は適正に結成されているか 「自主防災組織等登録申請書」の様式を確認したところ、登録要綱においては、単位自主防災組織は世帯が構成員となり、他方で、自主防災組織連合会においては、単位自主防災組織が構成員となると規定されているところ、実際には、自主防災組織連合会も単位自主防災組織も、世帯単位で構成される様式・運用となっており、登録要綱との間に齟齬が生じている。登録要綱の定義を変更する、あるいは、「自主防災組織等登録申請書」の書式を、単位自主防災組織用と自主防災組織連合会用とに分けた上で記載を整理するなど、平仄を整える必要がある。	地域防災推進課 第2 外部監査の結果 2 自主防災組織体制の整備、育成及び強化 (9) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ② 地域防災計画の規定に照らして、自主防災組織は適正に結成されているか 自主防災組織連合会は構成員が単位自主防災組織であるため、高知市自主防災組織等の登録に関する要綱の定義からすると世帯の届出は不要ですが、運用上、単位自主防災組織と同じく自主防災組織連合会も「高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金」の対象であり、その上限額に世帯数が関与しているため、自主防災組織連合会の登録においても加入世帯数の届出を求めているものです。 自主防災組織連合会の構成団体を明らかにする加入団体の申出については、「自主防災組織登録申請書」の添付書類として求めており、実際に加入団体名簿を提出いただ

	<p>いているところですが、様式を単位自主防災組織と自主防災組織連合会共通の様式としていることから、加入世帯名簿の添付で足りるように見受けられる書式となっているため、様式を分けるよう要綱を改正いたしました。</p> <p>併せて、今後は、要綱に基づく申請となるよう、また、申請者の利便性向上のため、加入団体名簿のひな形もホームページに掲載済です。</p>
<p>地域防災推進課 第2 外部監査の結果 2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化 (9) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ② 地域防災計画の規定に照らして, 自主防災組織は適正に結成されているか</p> <p>「自主防災組織数, 名称, 加入世帯数のリスト」により, 単位自主防災組織の加入世帯数を確認したところ, 10世帯未満という組織があり, 登録要綱の必要世帯数「おおむね50世帯以上」を大きく下回る場合がある。自主防災組織に対する補助金制度の枠組みは, 少なくとも, 登録要綱が要求する程度の世帯数で構成される自主防災組織を予定していると考えることが自然であるところ, 上記のような組織は, 形式的には登録要綱の必要構成世帯数を満たしていない。もっとも, 構成世帯数が登録要綱の定める必要構成世帯数を下回る場合であっても, 地域の実情に応じて自主防災組織の結成を認める必要がある場合も想定されることから, 現行の登録要件に例外規定を明示するなど, 登録要綱の改正を検討すべきである。</p>	<p>地域防災推進課 第2 外部監査の結果 2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化 (9) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ② 地域防災計画の規定に照らして, 自主防災組織は適正に結成されているか</p> <p>高知市自主防災組織等の登録に関する要綱第2条第1号の自主防災組織の定義に, 「その規模がおおむね50世帯に満たない場合でも, 地域の実情を考慮し, 市長が適当と認めたものは, 自主防災組織とする。」という内容の文言を追加するよう要綱を改正いたしました。</p>
<p>地域防災推進課 第2 外部監査の結果 2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化</p>	<p>地域防災推進課 第2 外部監査の結果 2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化</p>

<p>(9) 外部監査の結果</p> <p>イ 外部監査の結果及び意見</p> <p>③ 各種ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、自主防災組織は適正に編成・運営されているか</p> <p>市は、自主防災組織の登録後においても、地域内でバランスよく対応できる班編成を行っているか、地域の専門家や経験者など、班員の活動に実効性をもたせる配置となっているか、ジェンダーバランスを配慮した役員構成となっているかなど、自主防災組織の編成についても適切なアドバイスを適宜行っていくべきである。</p>	<p>(9) 外部監査の結果</p> <p>イ 外部監査の結果及び意見</p> <p>③ 各種ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、自主防災組織は適正に編成・運営されているか</p> <p>地域の担い手不足という課題もあり、自主防災組織の役員等について全てバランス良く構成することは困難な部分もありますが、各自主防災組織へ役員構成に関するアンケートを実施し、その結果に基づき可能な限り助言を行うよう努めてまいります。</p>
<p>地域防災推進課</p> <p>第2 外部監査の結果</p> <p>2 自主防災組織体制の整備、育成及び強化</p> <p>(9) 外部監査の結果</p> <p>イ 外部監査の結果及び意見</p> <p>⑥ 地域防災計画及び例規の規定に照らして、補助金事業の適正な管理監督が行われているか</p> <p>補助金事業完了後も、自主防災組織は、補助金事業により取得した財産などにつき、処分制限期間内は処分などが禁じられているところ、市は定期的に、又は随時に臨検した上で、財産などの処分などがなされていないか確認すべきである。</p>	<p>地域防災推進課</p> <p>第2 外部監査の結果</p> <p>2 自主防災組織体制の整備、育成及び強化</p> <p>(9) 外部監査の結果</p> <p>イ 外部監査の結果及び意見</p> <p>⑥ 地域防災計画及び例規の規定に照らして、補助金事業の適正な管理監督が行われているか</p> <p>補助金事業により取得した財産について、必要に応じて随時に実地検査を行うとともに、処分する際は事前に地域防災推進課へ相談するよう案内することといたしました。</p>
<p>地域防災推進課</p> <p>第2 外部監査の結果</p> <p>2 自主防災組織体制の整備、育成及び強化</p> <p>(9) 外部監査の結果</p> <p>イ 外部監査の結果及び意見</p> <p>⑥ 地域防災計画及び例規の規定に照らして、補助金事業の適正な管理監督が行われているか</p> <p>自主防災組織は、補助金事業についての経理と他の事業とを明確に区別し、収支状況を帳簿によって明らかにすることが求められているところ、市は定期的に、又は随時に</p>	<p>地域防災推進課</p> <p>第2 外部監査の結果</p> <p>2 自主防災組織体制の整備、育成及び強化</p> <p>(9) 外部監査の結果</p> <p>イ 外部監査の結果及び意見</p> <p>⑥ 地域防災計画及び例規の規定に照らして、補助金事業の適正な管理監督が行われているか</p> <p>御意見のとおり、自主防災組織は、補助金要綱により収支状況を帳簿によって明らかにするとともに証拠書類を保管しておかなければならないとされていることから、会</p>

<p>帳簿の提出を求め、経理状況を確認するべきである。</p>	<p>計帳簿及び証拠書類の保管について、補助金申請受付時及び補助金額確定時に案内することといたしました。</p>
<p>地域防災推進課 第2 外部監査の結果 3 避難行動要支援者名簿 (6) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ⑤ 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、名簿提供に際し、情報提供者本人の同意を得る施策は十分になされているか 令和3年7月時点で避難行動要支援者の名簿提供に同意した者は約6割となっており、郵送における通知文書の見直しや直接的な働きかけの手法を検討し、速やかに名簿提供における同意率を向上させるべきである。</p>	<p>地域防災推進課 第2 外部監査の結果 3 避難行動要支援者名簿 (6) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ⑤ 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、名簿提供に際し、情報提供者本人の同意を得る施策は十分になされているか 郵送における通知文書や同封の資料については適宜見直しを行っております。また、郵送以外の直接的な働きかけについては、本市の関係部署と連携し必要に応じて訪問することや、地域の見守りの中で気になる方への声掛けを行うことなどにより、実施してまいります。 また、福祉専門職に対する業務委託を開始することにより、郵送による意思確認に対し未返送であった方の同意取得を実施していただき、同意率向上の促進を図っているところです。</p>
<p>地域防災推進課 第2 外部監査の結果 6 防災啓発・防災教育 (8) 外部監査の結果 ア 自主防災組織、市民に対する防災啓発について (イ) 外部監査の結果及び意見 ① 地域防災計画に従い、自主防災組織をはじめとする市民に対する防災啓発は、十分に行われているか 障害者及び外国人などの要配慮者に対しては、防災知識の普及、ハザードマップや避難場所、避難方法などに関する情報伝達につき、特別な配慮がなさ</p>	<p>地域防災推進課 第2 外部監査の結果 6 防災啓発・防災教育 (8) 外部監査の結果 ア 自主防災組織、市民に対する防災啓発について (イ) 外部監査の結果及び意見 ① 地域防災計画に従い、自主防災組織をはじめとする市民に対する防災啓発は、十分に行われているか 多言語版の南海トラフ地震啓発冊子（県作成）の配布や、避難行動要支援者対策に係る説明の点字版は整備しております。また、避難所での生活に</p>

<p>れていない。障害者の特質、外国人の国籍及び使用言語など、要配慮者の特性に配慮した防災啓発活動が求められる。</p>	<p>係る配慮の一助となるように、イラスト等を指さすことで、音声を使わず意思疎通を図ることができる「コミュニケーションボード」を新たに各避難所へ配備いたしました。</p> <p>その他の防災情報等についても、障害者の特質や、外国人の国籍及び使用言語等に配慮した啓発に努めてまいります。</p>
<p>高齢者支援課 第2 外部監査の結果 6 防災啓発・防災教育 (8) 外部監査の結果 ウ 障害者・高齢者施設の防災啓発について (イ) 外部監査の結果 ① 例規及び地域防災計画に従い、障害者・高齢者施設が防災マニュアルを適切に作成しているか十分に確認・検証しているか、不備があれば適切な指導や是正を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者施設について 市は、各事業所から定期的に地震・津波に関する防災マニュアルの提出を受け、当該事業所の立地する地域の実情や入所者の実態を踏まえた内容となっているか全て確認・検証し、不備があれば是正指導を行う必要がある。</li> </ul>	<p>高齢者支援課 第2 外部監査の結果 6 防災啓発・防災教育 (8) 外部監査の結果 ウ 障害者・高齢者施設の防災啓発について (イ) 外部監査の結果 ① 例規及び地域防災計画に従い、障害者・高齢者施設が防災マニュアルを適切に作成しているか十分に確認・検証しているか、不備があれば適切な指導や是正を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者施設について 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和4年3月25日付けで本市の津波浸水想定区域が津波災害警戒区域に指定されたことに伴い、津波災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設については津波避難確保計画の作成及び提出が義務付けられましたので、該当する施設から当該計画の提出を受け、確認等を行っております。</li> <li>また、津波災害区域外に立地する要配慮者利用施設につきましても、条例等により防災対策マニュアルの策定は義務付けられておりますので、提出について協力を依</li> </ul>

	<p>頼し、内容の確認、見直しの支援等を行ってまいります。</p>
<p>高齢者支援課 第2 外部監査の結果 6 防災啓発・防災教育 (8) 外部監査の結果 ウ 障害者・高齢者施設の防災啓発について (イ) 外部監査の結果 ② 例規及び地域防災計画に従い、障害者・高齢者施設が避難訓練を適切に行っているか十分に確認・検証しているか、不十分な点があれば適切な指導や是正を行っているか ・ 高齢者施設について 市は、各高齢者施設の地震・津波に対する避難訓練の具体的な実施状況について十分に把握できていない。まずは、各施設の避難訓練の実施状況について頻度、内容及び規模などを把握した上で、避難訓練における防災マニュアルの活用方法、施設外の避難場所への避難訓練、地域と連携した避難訓練など、多種多様な避難訓練を定期的実施するよう、徹底した指導を行うべきである。</p>	<p>高齢者支援課 第2 外部監査の結果 6 防災啓発・防災教育 (8) 外部監査の結果 ウ 障害者・高齢者施設の防災啓発について (イ) 外部監査の結果 ② 例規及び地域防災計画に従い、障害者・高齢者施設が避難訓練を適切に行っているか十分に確認・検証しているか、不十分な点があれば適切な指導や是正を行っているか ・ 高齢者施設について 津波災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設については、各施設で作成した津波避難確保計画に基づく定期的な避難訓練の実施及び結果報告が義務付けられておりますので、該当する施設から訓練の内容等を記載した実施結果の報告を受け実施状況の確認等を行っております。 また、津波災害区域外に立地する要配慮者利用施設につきましても、条例等により地域住民との連携に努め、定期的な訓練を実施することが義務付けられております。災害時における施設利用者の安全確保等のため、定期的な訓練実施及び報告は重要であると考えますので、津波災害区域外に立地する施設につきましても、訓練の実施結果の報告についての協力を依頼し、実施状況の把握に努めてまいります。</p>